

自転車も 飲酒運転 絶対ダメ！



鹿児島県警察

自動車はもちろん、自転車も酒酔い・酒気帯び運転をした場合、罰金などの刑事処分があります。

また、免許保有者が自転車で、ひき逃げや死亡事故、酒酔い・酒気帯び運転をした場合など、公安委員会が自動車等を運転することが著しく道路における危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、6月を超えない範囲で

運転免許の停止処分

が行われることがあります。